

**令和8年度 公益財団法人京都府医学振興会
医学研究者研究支援事業 公募要領**

令和8年4月1日

1 趣旨

京都府医学振興会では、令和6年度から従来の女性医師に限定していた支援を拡大し、医学研究者が育児、出産、介護、通院等と両立させながら研究活動の継続と研究機会の保障が出来るよう、研究者を補助する研究支援員を雇用することに対し支援をするものである。

2 応募対象となる研究者の範囲

京都府内の研究機関等に所属する医学研究者（原則として学生を除く）であって、育児、出産、介護、通院等（これらの事由により休務中の者も含む）により、研究支援員の雇用が必要と認められる者。（以下「支援対象者」という。）

3 利用期間等

令和8年6月1日～令和9年2月28日までの間
月16時間～64時間とする。（最大利用延時間192時間）

例： 週1回 1回につき8時間（月32時間）
週2回 1回につき4時間（月32時間）など。

4 研究支援員単価等

研究支援員の1時間当たりの支援単価は、別途決定する。

研究支援員には、別途交通費（医学振興会の定めるところによる）を支給する。

研究支援員に係る労働者災害補償保険（労災保険）保険料については、事業主負担分とする。

5 募集人員

5名程度（予算の範囲内：支援員の雇用時期、雇用時間数により、募集人数は変動する可能性がある）。

6 申請方法

- (1) 各研究機関の長は、別記第1号様式を京都府医学振興会理事長あて提出するものとする。
- (2) 2名以上の申請をする場合は、順位を記入すること。
- (3) 申請に当たっては、所属機関内の研究部門や人事部門等とも十分調整すること。

7 申請期間 令和8年4月1日（水）から4月13日（月）まで

8 選考決定及び通知

理事長は、予算の範囲内で支援の内容を決定し、申請者に通知する。

9 研究支援員の所属・管理

- (1) 研究支援員は、当該研究支援員を雇用する研究者が所属する所属付けとなる。
- (2) 所属長は、研究支援員の業務内容及び勤務条件等について管理するものとする。

10 研究支援員の雇用に係る選考基準

研究支援員の雇用については、次のいずれかの基準を満たすものであること。

- ①申請する支援対象研究者の研究支援（困難性・緊急性・重要性等）が真に必要と認められるもの
- ②申請する支援対象研究者の研究の継続・遂行が見込まれるもの
- ③申請する支援対象研究者の研究意欲が明らかであること
- ④研究支援員が行う業務内容が具体的であり、効果が見込まれるもの

11 実績報告

事業実施した研究機関の長は、事業を完了した場合は速やかに事業実績報告書（別記様式第2号様式）を理事長に提出するものとする。

12 支援金額の確定

理事長は、第10の規定により報告があったときは、事業報告が助成要綱等に適合するものであると認めたときは、支援金額を確定するとともに、その額を研究機関の長に交付するものとする。

13 問合わせ先

公益財団法人 京都府立医学振興会

Tel: 075-212-5466 Fax: 075-212-5467 mail: igaku@koto.kpu-m.ac.jp